岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

第１　改正の趣旨

物価高騰の影響等に対応するため、手数料の改定を行う。

第２　改正の内容

物価高騰の影響等に対応するため、別表第２のうち以下の診断書等の金額を改める。

区分	基準	料金	摘要
普通診断書	１通につき	２，０００円	普通診断書
特別診断書	１通につき	３，０００円	死亡診断書
特殊診断書	１通につき	４，０００円	身体障害者診断書 障害年金受給用診断書 各種公的年金診断書
	１通につき	５，０００円	生命保険明細書 生命保険診断書 自賠責明細書 自賠責診断書
その他	１通につき	２，０００円	健康診断書その他 上記以外の証明書

第３　施行期日

令和８年４月１日

岩見沢市条例第４３号

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　７　年１２月２２日

岩見沢市長　松　野　　哲

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条関係）

区分	基準	料金	摘要
普通診断書	１通につき	２，０００円	普通診断書
特別診断書	１通につき	２，０００円	出生届書
	１通につき	３，０００円	死亡診断書
特殊診断書	１通につき	４，０００円	身体障害者診断書 障害年金受給用診断書 各種公的年金診断書
	１通につき	５，０００円	生命保険明細書 生命保険診断書 自賠責明細書 自賠責診断書

			死体検案書
その他	１通につき	２，０００円	健康診断書その他上記以外の証明書
分娩介助料	１児につき	１２１，０００円（診療時間外の場合は、１４２，０００円）	２児以上の場合は、左欄に掲げる額に、１児を増すごとに当該額に２分の１を乗じて得た額及び１５，０００円を加えた額とする。 左欄に掲げる額及び上記の規定により算出した額には、衛生材料費を含む。
新生児介護料	１日につき	６，０００円	新生児衣料、寝具一式貸与及びミルク調乳給与
セカンドオピニオン外来相談料	１回につき	１５，０００円	１回当たりの相談時間は、１時間とする。ただし、相談時間が１時間に満たない場合は、１時間とみなす。
初診時選定療養費	１回につき	１，０００円	他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を

			除く。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。